

- ②長期入院該当日…直近12か月の入院日数が90日を超える住民税非課税世帯（限度区分：区Ⅱ）に該当し、申請により認定を受けている方のみ記載されます。
- ③特定疾病区分…特定疾病療養受療証をお持ちの方で資格確認書への併記を希望する場合は、申請により記載が可能です。資格確認書へ記載される特定疾病区分は、次のとおりです。

特定疾病区分	認定した疾病名
区分 A	人工腎臓を実施している慢性腎不全 (腹膜灌流のみを実施し人工腎臓を実施していない慢性腎不全を含む)
区分 B	血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害または先天性血液凝固第Ⅸ因子障害（いわゆる血友病）
区分 C	抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群 (HIV 感染を含み、厚生労働省大臣の定める者に係るものに限る。)

### ■暫定運用終了後の要配慮者への資格確認書の交付には、申請が必要です

暫定運用終了後、マイナ保険証をお持ちの方には、原則「資格確認書」は発行されません。

ただし、要配慮者でありマイナ保険証の利用が困難であることを理由として、交付申請がされた場合には、その後の更新時には、資格確認書が発行されます。(毎年申請いただく必要はありません)。

※要配慮者とは、介助者等の第三者が被保険者本人に同行して本人の資格確認を補助する必要がある方など、マイナ保険証による受診が困難な高齢者や障がい者などを指します。

詳しくは、北海道後期高齢者広域連合HPをご覧ください。



#### 【問い合わせ先】

- ・北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601
- ・八雲町役場住民生活課国民健康保険係 ☎0137-62-2112
- ・熊石総合支所住民サービス課戸籍保険係 ☎01398-2-3111

## 国民健康保険からのお知らせ

### ○保険証および資格確認書の有効期限到来と更新について

現在交付されている国民健康保険被保険者証等の有効期限は7月31日までとなっており、有効期限到来後は、マイナ保険証または資格確認書で医療機関等を受診する必要があります。マイナ保険証の利用状況に応じて、下記のとおり資格情報のお知らせまたは資格確認書を、7月初旬より順次送付しています。なお、国民健康保険税が未納となっている世帯については、資格確認書は送付されません。別途送付する案内に従い更新手続きを行ってください。

対象者	送付するもの
① 健康保険証の利用登録をしている方	資格情報のお知らせ
② 健康保険証の利用登録をしていない方	資格確認書
※すでに「資格情報のお知らせ」が交付されている方 (令和6年12月2日以降に国民健康保険のお手続きをされた方で、健康保険証の利用登録をしている方)	70歳未満の方：送付なし 70歳以上の方：資格情報のお知らせ

※70歳未満の方の資格情報のお知らせには有効期限がありません。紛失された場合は、役場窓口で再交付することができます。

※詳しくは、町HPをご覧ください

#### 【問い合わせ先】

住民生活課国民健康保険係 ☎0137-62-2112

